

運転管理業務委託仕様書

適用業務

業 務 名 : 令和6～8年度 下水道処理施設運転管理業務（佐久北部広域）
履行場所 : 小諸市大字大久保 135 小諸浄化管理センター外 6 処理場等
（小諸市、軽井沢町、御代田町及びび立科町）

公益財団法人長野県下水道公社

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

第1章 総則

(目 的)

第1条 本仕様書は、公益財団法人長野県下水道公社（以下「甲」という。）が公共下水道終末処理場（以下「終末処理場」という。）及び関連施設の運転管理業務を円滑に行い、施設の機能を十分発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に関わる仕様を定めるものとする。

(業務の履行)

第2条 終末処理場等施設の運転管理業務受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書によるほか、契約書、業務委託特記仕様書、その他関係書類等に基づき、誠実に効率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(法令上の責任)

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及びその他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(終末処理場の管理体制)

第4条 乙は、業務の公共的使命が重要であることを念頭におき、常に業務に支障をきたすことのないように管理体制を整えなければならない。

(善管注意義務)

第5条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保全及び運営しなければならない。

(関連業務の調整)

第6条 甲は、乙が履行する業務と第三者の施工する他の工事等が運転管理上密接に関連する場合には、その運転管理について調整を行うものとする。この場合において、乙は甲の調整に従い第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務の内容)

第7条 業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び精密点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 維持管理業務に必要な水質試験（採水補助、検体搬入及び汚泥試験を含む。）
- キ 行政機関の立入検査時の採水及び水質検査（クロスチェック）
- ク 貸与施設備品等の管理
- ケ 処理場内の維持管理に必要な範囲の除雪
- コ 廃棄物の処理（指定された廃棄物処理業者へ引渡し前の業務）

サ その他業務上必要な諸作業

(2) その他業務委託特記仕様書で定める施設に関わる業務の内容

(組 織)

第8条 乙は、業務に必要な職階の従事者を配置し、職務分担を決め、その組織表を甲に届け出なければならない。また、変更した場合も同様とする。

2 職階の基準は、別表1に示すとおりとする。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等で定める次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

(2) 業務の遂行のため乙が作成した資料、報告等の承諾

(3) 業務委託共通仕様書及び業務委託特記仕様書に基づく業務内容の確認、立会い及び業務の実施状況の検査

3 前項の規定による監督員の指示、承諾及び協議は、原則として、書面をもってこれを行うものとする。

(総括責任者)

第10条 乙は、総括責任者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。また、総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約に関し、その運営及び取り締まりを行うほか、この契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、契約金額の請求及び受領並びにこの契約の解除に関わるものを除く。）を行使することができる。

3 総括責任者の職務は、次に示すとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として従事者の指揮及び監督を行うこと。

(2) 監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 契約書、仕様書、完成図書及びその他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解すること。

(4) 日常の業務執行状況を随時甲に報告するとともに、必要な協議を行うこと。

(5) 完成図書から施設の機能を完全に掌握し、効率的かつ経済的な運用を図ること。

(6) 従事者の現場研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(7) 設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制を整えること。

(8) 常駐管理の処理場においては、現場に常駐すること。

(副総括責任者の指定)

第11条 乙は、総括責任者の代務者として副総括責任者をあらかじめ指定し、甲に届け出なければならない。

また、副総括責任者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、総括責任者不在のときは、総括責任者に代わって忠実にその職務を行わなければならない。

(有資格者の配置)

第12条 乙は、契約の履行に必要とする有資格者を配置しなければならない。

2 前項の規定による有資格者の配置は、所定の手続きにより甲に報告しなければならない。ま

た、有資格者を変更したときも同様とする。

3 有資格者の基準は、別表2に示すとおりとする。

4 作業に当たっては、下水道法、労働安全衛生法、消防法その他関係法令に従って有資格者により作業を行うものとする。

(従事者の届出)

第13条 乙は、あらかじめ業務に従事する従事者届を甲に提出しなければならない。また、変更した場合も同様とする。

(業務従事者に対する措置請求)

第14条 甲又は監督員は、総括責任者その他の業務従事者等が業務の遂行上著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

(緊急時の勤務体制)

第15条 乙は、自然災害、火災、設備の故障、異常水質の流入等緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合において、直ちにこれに対応できる体制を予め整備しておかなければならない。

2 前項における緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合には、乙は直ちに適切な措置を講じるとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

(施設の運転日及び運転時間)

第16条 施設の運転日及び運転時間は、次のとおりとする。

(1) 水処理施設については、連続運転とする。

(2) 汚泥処理施設については、別に業務委託特記仕様書で定める。

2 勤務時間外は、緊急通報システムによる。

(安全衛生の確保)

第17条 乙は、労働安全衛生法、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し必要な措置を講じて労働災害の防止に努めるものとする。

2 事故防止のために必要な安全対策は、運転管理業務実施計画書に記載するものとする。

3 乙は、安全管理上の問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しその指示に従わなければならない。

(放流水質の維持)

第18条 乙は、終末処理場からの放流水質について、下水道法第8条、水質汚濁防止法第3条第1項及び良好な生活環境の保全に関する条例第16条の排水基準に適合するよう運転管理をしなければならない。

2 流入水の水質悪化や施設構造上の問題等に起因し、放流水質の悪化が予測される場合には、速やかに甲に連絡し協議しなければならない。

第2章 業務要領

(運転管理業務実施計画書)

第19条 乙は、着手7日前までに、契約書及び仕様書に基づいて、運転管理業務実施計画書を作成し甲に提出しなければならない。

2 運転管理業務実施計画書は、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (2) 業務工程に関すること。
年間業務工程表、労務計画表
- (3) 業務方法に関すること。
業務方法
- (4) 安全管理に関すること。
安全管理対策（労働災害防止）、安全管理組織表
- (5) 災害時の対応に関すること。
- (6) その他必要な事項

(月間業務計画書)

第20条 乙は、各月25日までに翌月の業務計画について、甲と協議し、月間業務計画書を提出しなければならない。

(業務対象施設)

第21条 業務委託の対象とする主要機器設備は、別に業務委託特記仕様書に定める。

(各種機器の運転)

第22条 乙は、業務の範囲において各種機器の機能を十分理解し、月間業務計画書に沿って一切の運転操作を適正に行わなければならない。

- 2 運転操作上問題が生じた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告するものとする。
- 3 管理上必要な措置を講ずるため、運転を停止するとき及び再開するときは、甲の承諾を得るものとする。

(点検整備)

第23条 乙は、次のとおり点検整備を行わなければならない。

- (1) 日常点検及び定期点検は、機器保全を目的として、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合には、その都度速やかに甲へ報告し、その指示に従い措置し、その経過を記録報告すること。
- (2) 日常点検及び定期点検の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。
- (3) 臨時点検は、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために速やかに実施し、その結果を写真又は測定記録等添付の上甲に報告すること。
- (4) 各種機器が正常に作動するよう調整、給油、消耗部品交換、補充、清掃及び小塗装等の整備に努め、必要に応じ保護装置の確認を行うこと。

(事故故障の対応)

第24条 乙は、点検により発見した事故又は故障の不良箇所のうち、現場で修繕可能なものについては、修繕内容を甲と協議の上措置しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、各種設備のうち軽易な修繕又は改良について、甲と協議の上行うものとする。

- 3 前2項については、経過及び結果を写真等により記録し報告するものとする。
- 4 簡易な修繕工事は、別表3に示すとおりとする。

(水質試験業務)

第25条 水質試験業務の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。

(廃棄物の処理)

第26条 乙は、業務を履行するに当たり生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。ただし、沈砂、汚泥その他甲が示すものは除く。

(業務報告)

第27条 乙は、業務実績を明らかにするため、原則として運転管理日報等により報告しなければならない。また、月間業務計画、月間管理実績、点検整備、支給品使用状況及び故障事故に関する報告書並びに年間維持管理業務報告書及び甲が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(提出書類)

第28条 乙は、別表4の左欄に掲げる書類を同表右欄に掲げる期限までに甲へ提出しなければならない。

(火災の防止)

第29条 乙は、各箇所用火元責任者を選任し火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難及び事故の防止)

第30条 乙は、施錠等により、設備機器、工具備品等の盗難防止に努めるとともに、第三者の場内立入りにも十分注意し事故発生防止に努めなければならない。

- 2 乙は、契約締結後、速やかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通制限の届出又は許可申請を行い、その許可を受けること。

(清掃整備)

第31条 乙は、業務範囲内の施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

第3章 その他

（事務室等の使用）

第32条 乙は、業務の履行に必要な事務室、水質試験室及び浴室等（以下「事務室等」という。）を、契約期間中無償で利用できるものとする。

- 2 事務室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は乙の負担とする。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

（経費の負担区分）

第33条 業務の遂行に必要な経費等（直接経費に含まれる消耗品等を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、乙が使用する事務室に係る光熱水費並びに施設の運転管理に要する材料費、燃料費、光熱水費及び修繕に要する経費等は除く。

- 2 業務の履行に必要な事務器具、事務用品及び消耗品類は、乙の負担とする。
- 3 乙は、物品の支給を受けたとき及び使用したときはその受払いを明らかにしておかなければならない。

（従事者の服装等）

第34条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

（業務の引継ぎ）

第35条 乙は、甲の業務運営に支障が生じないよう、契約期間の締結の日から乙が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、前の受託者から受託業務の引継ぎを受けなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、後の受託者が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、後の受託者に対し受託業務の引継ぎを行わなければならない。これに要する費用は、後の受託者の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、原則として乙の責とする。ただし、引継ぎに当たり後の受託者が不誠実な行為を行った場合はこの限りではない。

（雑則）

第36条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に係る資料の提出を甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の許可なく下水道管理者及び甲の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要なものを場内に持ち込んで서는ならない。

（疑義）

第37条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別表 1（第 8 条関係）

職 階 の 基 準

職 種	職 種 の 基 準
総括責任者	業務全体の責任者で、総括の職務に当たり管理能力がある者 下水道処理施設管理技士資格者で、総括責任者又は副総括責任者として標準活性汚泥法の運転管理経験を 2 年以上有する者
副総括責任者	業務総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断のできる者 下水道法施行令第15条の 3 に規定される資格を有する者 標準活性汚泥法の運転管理経験を 2 年以上有する者
作業主任者 ①保守点検作業主任者 ②水質試験作業主任者 ③汚泥脱水作業主任者	各業務の責任者で、高度な知識と技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える、下記の要件を満たす者 ① 下水道終末処理場の設備（機械・電気）に関する保守点検作業の経験を 3 年以上有する者 ② 本業務と同等規模の下水道終末処理場の水質試験作業の経験を 3 年以上有する者 ③ 下水道終末処理場の汚泥脱水作業の経験を 3 年以上有する者
技術員	基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者
技能員	運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った業務が行える者
その他	事務補助及び清掃等の簡易な作業を行う者

作業主任者、技術員、技能員及びその他の職種については、終末処理場の処理方式及び処理能力に応じ、上位の者による兼務を認める。

別表 2（第 12 条第 3 項関係）

有 資 格 者 の 基 準

資格者	基 準	選任の 有無	備 考
下水道処理施設管理技士	下水道処理施設維持管理業者 登録規程 第 3 条該当者	有	総括責任者
下水道技術者	下水道法施行令 第 15 条の 3 該当者	有	副総括責任者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則 第 11 条該当者 （酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習修了者）	有	酸素欠乏危険作業の指揮 監督等
その他契約の履行に必要な 資格			

設備の簡易な修繕工事

簡易な修繕工事は、定期点検、年次点検及び精密点検等メーカーによる点検修理時に同調して行う修繕以外で、概要を次に示す。

- (1) 流量計のセンサーの清掃及び微調整
- (2) 配管（50 A）程度の仮配管及び配管替え
- (3) 塗装による簡易な修繕（概ね20㎡タッチアップ等）
- (4) 各機器の潤滑油脂の補充及び取替え
- (5) 蛍光灯、蛍光管、水銀灯ランプ、ナトリウムランプ、自動点滅器及びスイッチ（15 A）程度の取替え
- (6) 小型ベアリング、ファンベルト及びVベルトの取替え
- (7) ポンプ、電動機のブレーキシュー、ブラシの取替え
- (8) 継電器（4 接点程度）、接触器（10 A）、ブレーカー（50 A フレーム程度）及びタイマーの取替え
- (9) 換気扇（羽根車30 c m程度）、盤機器給排気ファンの取替え
- (10) 機器乾燥機用の乾燥剤（シリカゲル）の取替え
- (11) シーケンス及び盤の給気用フィルターの取替え及び洗浄
- (12) 水位センサーの清掃及び取替え
- (13) シーケンスの電池、火災受信機のバッテリー、親時計の電池の取替え
- (14) 計装設備と弱・強電機器の簡易な調整
- (15) バルブ（150 A程度）、逆止弁（150 A程度）の分解及び取替え
- (16) 簡易なシーケンス変更による配線替え
- (17) 扉の開閉調整、鍵の取替え
- (18) ケーブル（14m²程度）の取替え
- (19) 放送設備、時計の故障による配線替え
- (20) 空調機フィルターの取替え及び洗浄
- (21) ダクト等からの漏洩箇所のコーキング、パッキンの施工
- (22) その他軽微な修繕

別表 4（第 28 条関係）

提出書類一覧表

書 類 名 称	提 出 期 限
着 手 届	着手日から 7 日以内
組 織 表	着手 7 日前まで
総括責任者通知書 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類（写し）を添付	
副総括責任者指定届 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類（写し）を添付	
有資格者配置届 ※資格者証（写し）を添付	
従事者届 ※作業主任者は、別表 1 の要件を示す経歴書を添付	
緊急時体制表（連絡系統を含む。）	
一部再委託承諾願（再委託する場合のみ）	
運転管理業務実施計画書（2 部）	
月間業務計画書	前月 25 日まで
業務完了届 運転状況報告書（甲が定める様式）（2 部） （保守点検月報） （運転管理月報） （水質管理月報） （維持管理業務日報） （故障・修理記録） （ユーティリティ納品書） 上記書類の電子成果品	翌月 5 日まで
事故・故障報告書（設備、流入水量・水質、 放流水質等異常）放流水質等異常）	速報は随時、詳報は対応・処理後 速やか
維持管理業務協議記録	その都度
年間維持管理業務報告書（2 部） （保守点検年報） （運転管理年報） （水質管理年報） （維持管理業務年報） （故障・修理年報） （ユーティリティ納品年報） （貸与品台帳） 上記書類の電子成果品	年間業務完了後 7 日以内
そ の 他	必要の都度

業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、次の業務に適用する。

- (1) 業務名 令和6～8年度下水道処理施設運転管理業務（佐久北部広域）
- (2) 履行場所 小諸市大字大久保 135 小諸浄化管理センター外 6 処理場等
（小諸市、軽井沢町、御代田町及び立科町）

(業務の対象)

第2条 業務の対象は、別表1のとおりとする。

2 主要な業務対象施設の概要は、別表2のとおりとする。

(業務の内容)

第3条 業務委託共通仕様書第7条第2項その他業務委託特記仕様書で定める施設に係わる業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 中継ポンプ場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検及び臨時点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 貸与施設備品等の管理
- キ 場内の維持管理に必要な範囲の除雪
- ク 廃棄物の処理
- ケ その他業務上必要な諸作業

(2) マンホールポンプ場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検及び臨時点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 貸与施設備品等の管理
- キ 廃棄物の処理
- ク マンホール内清掃、除塵及び汚水ポンプオイル交換
- ケ その他業務上必要な諸作業
- コ 維持管理については、別添「マンホールポンプ場点検等業務 特記仕様書」のとおり実施すること

(3) 真空弁ユニット

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検及び臨時点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作

- カ 貸与施設備品等の管理
- キ 廃棄物の処理
- ク その他業務上必要な諸作業
- (4) その他の業務

- ア 植 栽 管 理 業 務…別添「植栽管理業務特記仕様書」のとおり
対象施設：小諸浄化管理センター、和田浄化センター
- イ 活 性 炭 交 換…別添「活性炭交換業務特記仕様書」のとおり
対象施設：雲場中継ポンプ場
- ウ 消防用設備点検業務…別添「消防設備点検業務特記仕様書」のとおり
対象施設：御代田浄化管理センター
- エ 清 掃 業 務…別添「清掃業務特記仕様書」のとおり
対象施設：御代田浄化管理センター

(5) 委託範囲に含まれない業務は、別表 3 のとおりとする。

(勤務及び施設の運転管理体制)

第 4 条 勤務日、勤務時間及び勤務体制は、次のとおりとする。

- (1) 従事者の通常勤務は、原則として別表 4 のとおりとする。
- (2) 通常勤務時間外は、緊急通報システム体制による。

2 業務委託共通仕様書第 16 条第 1 項第 2 号の業務委託特記仕様書で定める汚泥処理施設の運転日及び運転時間は、原則として勤務日及び勤務時間における運転とする。

(業務の主要設備)

第 5 条 業務委託共通仕様書第 21 条の業務委託特記仕様書で定める業務対象となる主要設備の概要は、甲が別に示す「主要機器一覧表」に掲げる設備とする。

(点検整備)

第 6 条 業務委託共通仕様書第 23 条第 2 号の業務委託特記仕様書で定める日常点検及び定期点検の実施内容は、別表 5 のとおりとする。

(水質試験業務)

第 7 条 業務委託共通仕様書第 25 条の業務委託特記仕様書で定める水質試験業務の実施内容は、別表 6 のとおりとする。

(物品の受渡し及び取扱い上の注意)

第 8 条 業務上必要とする次の物品の受渡し及び取扱い上の注意は、甲の指示に従うものとする。

- (1) 光熱水費（電気、ガス、水道）
- (2) 燃料費（灯油、重油等）
- (3) 薬品類
- (4) その他業務上必要と認められる物品

2 乙が負担する物品は、別表 7 のとおりとする。

3 乙が負担するユーティリティは、別表 8 のとおりとする。

(非常通報時の対応)

第 9 条 非常通報装置による非常通報の対応は、速やかに各施設の保守体制をとるものとする。

(その他)

第 10 条 公益財団法人長野県下水道公社環境方針を理解し、環境に配慮すること。また、小諸浄化
管理センターにおいては、小諸市役所環境方針を理解し環境に配慮すること。

(マンホールポンプ場 特記仕様書)

マンホールポンプ場点検等業務 特記仕様書

(小諸、軽井沢、軽井沢西、軽井沢処理区発地地区、
御代田、立科、茂田井処理区関連)

公益財団法人長野県下水道公社

I 基本事項

この仕様書は、次の基本事項を要件として作成したものである。

1 保守点検等対象マンホールポンプ場

名称及び所在地は、業務委託特記仕様書 別表 1（第 2 条関係）「業務の対象」による。

2 保守点検等対象設備

対象設備の種類・数量及び業務等の範囲は、業務委託特記仕様書「主要機器一覧表」による。

3 業務の区分

業務は、次の区分によって行う。

- (1) 総括業務（業務内容は、Ⅱに定める）
- (2) 定期的な運転監視・点検業務（業務内容は、Ⅲに定める）
- (3) ポンプの引き上げ点検・整備業務（業務内容は、Ⅳに定める）

4 業務の実施要領

業務の実施要領は、業務基準に示す次の基準に準拠するものとする。

- (1) 後述する「Ⅴ 定期的な運転監視・点検基準」による。
- (2) 後述する「Ⅵ ポンプの引き上げ点検・整備基準」による。

5 竣工引渡図書類

委託者は、マンホールポンプ場設備毎に、竣工引渡図書類を整備して、その副本または写しを乙に引き渡すものとし、受託者はこれを整理・保管する。

- (1) 竣工図書
- (2) 主要機器完成図
- (3) 主要機器取扱説明書
- (4) 主要機器試験成績表
- (5) 施工図
- (6) 現場試験成績表
- (7) 官公庁検査記録
- (8) 設計（変更）指示書
- (9) 主要機材メーカーリスト
- (10) 諸官庁届出書類控え及び一覧表
- (11) 施工業者名簿 等

6 管理用記録書類の作成及び保管

受託者は、管理用記録書類として、次の各号の書類を整備し保管する。

- (1) 設備機器一覧表
- (2) 設備機器台帳
- (3) マンホールポンプ場点検表
- (4) ポンプ引き上げ点検・整備記録

Ⅱ 総括業務

1 報告・連絡・調整業務

受託者は、業務の実施に当たって、委託者に対し以下の報告、連絡・調整等の業務を行う。

- (1) 運転監視及び点検等により発見した故障箇所・要修理箇所の報告及び意見具申
- (2) 点検報告書の提出
- (3) 事故の発生及び非常時における緊急連絡
- (4) 故障通報の報告

Ⅲ 定期的な運転監視・点検業務

定期的な運転監視・点検業務は、次のとおりとする。

1 定期的な運転監視・点検業務

定期的な運転監視・点検業務は「主要機器一覧表」に記載された設備とする。業務の内容及び頻度は次のとおりとし、その細目は「Ⅴ 定期的な運転監視・点検基準」によるものとする。

業務の実施に当たっては、安全に留意し、周辺住民など第三者に対する危険防止には万全を期する。

(1) 業務内容

①電気・計装設備の点検

- ・現場操作盤の点検
- ・水位計の点検
- ・通報装置の点検

②水中ポンプの点検

③マンホール内の点検（スカム、オイルボールの有無等）

④マンホール蓋・本体の点検

⑤フェンス周辺の点検

⑥運転監視・点検記録の作成

(2) 点検頻度

①小諸・軽井沢・軽井沢西・軽井沢処理区発地地区… 1回/2カ月

②御代田・立科・茂田井処理区… 1回/1カ月

Ⅳ ポンプ引き上げ点検・整備業務

1 ポンプ引き上げ点検・整備業務

ポンプ引き上げ点検・整備業務は、業務託特記仕様書「主要機器一覧表」に記載されたポンプとする。

業務の内容及び頻度は次のとおりとし、その細目は「Ⅵ ポンプ引き上げ点検・整備基準」によるものとする。

(1) 業務内容

- ① 水中ポンプの高圧洗浄
- ② 水中ポンプの外観点検及びインペラーの点検
- ③ 水中ポンプのメカニカルシール部オイル交換
- ④ マンホール内、高圧洗浄による清掃
- ⑤ ポンプ点検・整備記録

(2) 頻度

- ① 小諸・軽井沢・軽井沢西・軽井沢処理区発地地区、御代田処理区… 1回/年
- ② 立科・茂田井処理区 … なし

2 高圧洗浄車・小型移動式クレーン運転操作業務

3 交通整理業務

Ⅴ 定期的な運転監視・点検基準

1 運転監視基準

頻度：1回/1カ月又は1回/2カ月

区分\項目	運 転 操 作	監 視	運 転 記 録	備 考
ポンプ制御盤	1) ポンプ手動運転 2) パトライト試験	1) 電圧値 2) ポンプ電流値 3) ポンプ運転時間 4) ポンプ運転回数 5) 警報・故障表示 運転状態表示 6) 切換スイッチの位置	1) 電圧値 2) ポンプ電流値 3) ポンプ運転時間 4) ポンプ運転回数	
電力量計 通報監視装置		1) モニター 2) モデムの状態表示	1) 電力量	

2 点検基準

頻度：1回/1カ月又は1回/2カ月

機 器 名	点 検 項 目	備 考
ポンプ制御盤	1)汚損・損傷・変形の有無 2)異音・異臭の有無 3)表示灯・動作灯・回転灯の点灯確認 4)各計器の指示値確認 5)スペースヒーター作動状況の確認 6)端子部の過熱による変色・緩みの有無 7)遮断器・電磁接触器・継電器・タイマー等の器具類の点検 8)通報装置の点検 9)施錠の確認	フロート式、差圧式、気泡式、投込式、ポンプ内蔵圧力スイッチ式の5種類あり
水中ポンプ	1)運転時の異音・振動 2)付属品（ガイドレール、チェーン、取付金具等）の損傷・腐食の有無 3)絶縁抵抗測定	
水位計	1)作動状況の確認 2)異物（オイルボール、スカム）の付着状況	
マンホール内	3)制御・変換器等の点検 1)スカム・オイルボール、し渣、油等の浮遊物の有無	
マンホール蓋	2)悪臭（油臭、薬品臭等）の有無 3)壁面の損傷・亀裂・腐食の有無	
フェンス	1)開閉状態 2)損傷・腐食の有無 1)損傷・腐食・変形の有無 2)施錠の確認	

VI ポンプの引き上げ点検・整備基準

頻度：1回/年

機 器 名	作 業 項 目	備 考
水中ポンプ	1) 外部、高圧洗浄 2) メカニカルシール部オイル交換 3) 外観点検及びインペラーの点検 4) ケーブルの亀裂・損傷等の有無	
マンホール内	1) 高圧洗浄による清掃	

(その他の業務 特記仕様書)

植栽管理業務

特記仕様書

(小諸浄化管理センター、和田浄化センター)

公益財団法人長野県下水道公社

1 総 則

この仕様書は、植栽管理業務（小諸市）について、受託者が履行しなければならない仕様を示すものである。

2 業務の時期

業務の時期等詳細については事前に監督員と協議の上決定する。

3 業務内容と頻度

業務箇所は別に示す一般平面図のとおり

（１）小諸浄化管理センター

ア 草刈り業務【別図１】

- ・草刈り及び周辺整備・・・年３回以上
- ・除草剤処理・・・・・・・・年３回以上

イ 梅・植木剪定及び消毒業務【別図２】

- ・梅の剪定と周辺整備・・・２月に１回
- ・梅の消毒・・・・・・・・２月に１回
- ・植木の剪定と周辺整備・２月に１回

ウ アカシヤ等伐採業務【別図３】

- ・アカシヤ等の伐採と周辺整備・・・・・・・・４月から６月の間に１回
- ・アカシヤ等の除草剤処理・・・・・・・・４月から６月の間に１回

（２）和田浄化センター

ア 草刈り業務【別図４、５】

- ・草刈り及び周辺整備・・・年３回以上
- ・除草剤処理・・・・・・・・年２回以上

イ 植木剪定及び消毒業務【別図６】

- ・植木の剪定と周辺整備・年１回以上

4 提出書類

図 書 名		部 数	提 出 時 期
年間 施工計画書 (毎年度毎初回 のみ)	概要	1	毎年度4月速やかに
	現場組織		
	施工方法		
	安全管理		
	工程表(年間概略)		
	緊急連絡体制表		
月間 施工計画書	日程	1	実施月毎に、作業の前日まで
	工程表(月毎)		
	連絡員・作業員等名簿		
業務報告書	作業報告書、作業範囲、 作業日報*、作業写真* 等	1	終了後

* 作業日報は、日付、天候、就労人員名、作業時間、作業内容を記入すること。

* 作業写真は、着手前・作業状況・完了後・集積状況等撮影すること

5 その他

- (1) 作業に必要な機械類、薬剤等は持参すること。
- (2) 安全には十分に留意して作業を行うこと。(脚立の使用には労働安全衛生規則第528条を厳守すること)
- (3) 刈り取った草、伐採・剪定した枝等は、場内の指定した場所に集積すること。
- (4) 強風、雨天時には実施しないこと。
- (5) 不明な点、詳細は監督員と協議すること。

(その他の業務 特記仕様書)

活性炭交換業務

特記仕様書

(軽井沢町 雲場中継ポンプ場)

公益財団法人長野県下水道公社

1 業務目的

本仕様書は、雲場中継ポンプ場から外部への臭気拡散を抑制するため、活性炭吸着塔等の活性炭交換業務に必要な事項を定めるものとする。

2 履行場所

雲場中継ポンプ場 北佐久郡軽井沢町軽井沢東 275、276 番地

3 対象設備

活性炭吸着塔

4 実施期間

- (1) 交換業務は契約期間中に 1 回／年とする。
- (2) 交換業務は 11 月とし、実施日は委託者と受託者が協議の上、最終的に決定する。

5 納入する活性炭の種類及び数量は次のとおりとする。

(1) 性状等

品名 項目	酸性ガス吸着用 活性炭	アルカリ性ガス吸着用 活性炭	中性ガス吸着用 活性炭
炭 種	ヤシ殻	ヤシ殻	ヤシ殻
形 状	破碎	破碎	破碎
粒 度	4～8mesh 95%以上	4～8mesh 95%以上	4～8mesh 95%以上
充填密度	0.45～0.6g/ml	0.5～0.65g/ml	0.45～0.6g/ml
硬 度	90%以上	90%以上	90%以上
納品量	125kg	175kg	125kg

(2) 活性炭の交換に伴い、活性炭の性状が明示された資料を書面にて提出すること。

なお、委託者が必要と認めた場合は、納入される活性炭を委託者の定める方法により、受託者が検査するものとし、これらの検査等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

(3) 活性炭納品の際、計量証明等により納品重量（数量）が明示できるものを提出すること。

(4) 上記（2）及び（3）に関して、委託者が必要と認めた場合は、納入される活性炭を委託者の定める方法により、受託者が検査すること。

また、引き取りが不適当となった物品に関しては直ちに交換するものとし、これら検査や交換等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

6 活性炭交換作業等

(1) 活性炭入替前の吸着塔の差圧及び風量（風速からの換算値も可）、脱臭ファンの電流値を確認、記録する。

(2) 活性炭カートリッジを取り出し、活性炭を吸引車にて抜き取り、回収する。

吸着塔、カートリッジ等の腐食、損傷等について点検を行う。カートリッジ下部パッキン等については必要に応じて用意し、交換する。

(3) カートリッジに活性炭を充填し、吸着塔内部の清掃した上で、カートリッジを吸着塔に納める。各カートリッジ間は、パッキンによる気密性が保たれていることを確認する。

- (4) 活性炭入替後の吸着塔の差圧及び風量を測定し、所定の風量が得られるようにダンパーの調整を行い、調整後の差圧、風量、脱臭ファンの電流値を確認、記録する。

7 その他

- (1) 受託者は、作業の安全に留意し、労働安全衛生関係法規を遵守して災害の防止に万全を期すこと。
- (2) 業務を行う場合は、他の工作物に支障を与えないよう実施すること。なお、万一他の工作物等に支障を来した場合は、受託者の責により改善すること。
- (3) 業務に使用する工具、測定器等に要する費用は受託者の負担とする。ただし、処理場内の電源及び現場に設置されている吊り上げ装置等、本業務を行うにあたり必要な現場設置設備は使用可能とする。
- (4) 業務を実施する過程で発見された設備等の不具合については、その都度委託者に報告し、指示を受けること。なお、必要な場合は、その修繕方法を検討し報告するものとする。
- (5) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

(その他の業務 特記仕様書)

消防設備点検業務 特記仕様書

(御代田浄化管理センター)

公益財団法人長野県下水道公社

1 目的

御代田町の御代田浄化管理センターの消防設備が消防法（消防法第 17 条第 3 項第 3 号）に適合し、その機能が最大限に発揮できるよう点検（機器点検及び総合点検）を行う。

2 点検実施場所

御代田浄化管理センター 北佐久郡御代田町大字御代田字六反 3029 番地 1

3 点検対象設備

別紙「消防設備点検 対象設備一覧表」のとおり

4 点検内容

- (1) 外観点検及び清掃
- (2) 各設備・機器の機能試験及び特性試験（機器点検、年 2 回）
- (3) 電源・配線点検（絶縁抵抗測定・蓄電池、充電回路を含む）（総合点検、年 1 回）
- (4) 消耗品の取り替え

5 報告書等

- (1) 点検の都度、点検作業終了後、点検結果報告書として消防法施行規則第 31 条の 4 の 3 に定める書式により、正本 1 部と副本 1 部を提出すること。
- (2) 別途、作業報告書として工事日誌、点検による問題点及び写真を 1 部添付すること。
- (3) 点検に必要な器具、その他消耗品等は請負者の負担とする。
- (4) 点検作業中、不具合が発見された場合は、速やかに報告し、公社の指示を受けること。

6 その他

- (1) 作業工程については事前に公社と打ち合わせを行うこと。また、工程変更が生じた場合には連絡すること。
- (2) 消火設備等で動作試験を行う場合、公社と十分に連絡をとって行うこと。

別紙）消防設備点検 対象設備一覧表

御代田浄化管理センター

		沈砂池・汚泥棟				管理棟			屋外	その他	数量	単位
		地階	1 階	2 階	階段他	1 階	2 階	階段他				
消火栓設備	粉末消火器	2	3	4		9	1		2	3	24	本
自動火災 報知設備	受信機（P－1）16回線		1			1					2	面
	スポット型感知器（差動）					26	2				28	個
	スポット型感知器（定温）		1	9		8					18	個
	煙感知器	2	9	1	3	4		1			20	個
	発信機（P－1）	1	1	2		1	1				6	個
	地区音響装置	1	1	2		1	1				6	個
	表示灯	1	1	2		1	1				6	灯
	常用電源		1			1					2	組
	非常用電源		1			1					2	組
誘導灯設備	誘導灯（小型）	2	2	2		5					11	灯
	階段灯（非常灯兼用型）										0	台
	階段灯(非常灯兼用型)（フﾟラケット）										0	台
非常放送 設備	増幅器（60W）					1					1	台
	スピーカ回線					21					21	個
	作動試験					1					1	式
	スピーカ					21					21	個
	常用電源					1					1	組
	非常電源					1					1	組
配線点検	＊(総合点検時のみ)	1				1					2	式

＊自家発電設備との結線点検を含む

(その他の業務 特記仕様書)

清掃業務 特記仕様書

(御代田浄化管理センター)

公益財団法人長野県下水道公社

(目的)

第1条 本仕様書は、清掃業務（御代田町）を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、御代田浄化管理センターにおける次のとおりとする。

- (1) 床ワックス清掃：床洗浄後ワックス1層塗布
- (2) カーペット洗浄：専用洗剤で洗浄後スチームリンサー等で汚水を回収、又はこれに準じる方法

(業務の履行箇所及び清掃内容)

第3条 業務の履行箇所及び清掃内容は、下記及び別紙図面のとおりとする。

(1) 管理棟内

床ワックス清掃箇所：水質試験室(試験室・天秤室)、ホール・廊下・給湯室
作業員控室・洗濯室、トイレ（男子、女子、障害者用）

カーペット洗浄箇所：事務室、会議室

(2) 沈砂汚泥棟内

床ワックス清掃箇所：廊下（2F）、階段室（B1F～2F）

(業務の頻度)

第4条 業務を実施する時期と頻度は、次のとおりとする。

実施頻度：令和8年度に1回実施すること。

(提出書類)

第5条 業務の実施に当たり、次の書類を月毎に作成し、翌月提出すること。

作業工程表（様式任意）： 作業時間、作業内容、作業人数を記載

(電気・水道の使用)

第6条 電源及び上水道を使用する場合には事前に協議すること。

(その他)

第7条 業務実施時に施設内の異常、汚損等が確認された際には、速やかに連絡すること。

(疑義等)

第8条 本仕様書に明示されていない事項について必要がある場合には、両者協議の上定めるものとする。